

小宮山木工進昌世年譜稿

鈴木 淳

要旨 小宮山木工進昌世は、將軍吉宗に拔擢された逸材として、享保年間、代官に任じて令名を馳せたが、享保末年には、年貢の金穀延滞を責められて、罷免されるに至った。学芸家としては、和歌、有職学を京都中院家について修め、漢籍は大宰春台の門に学んでおり、雑史、隨筆類から尺牘学にわたる、和漢の著述若干をなし、学芸史上特異な足跡を印した。本稿は、昌世の出生から、代官職を追われるまでの、前半生の年譜考証である。

はじめに

小宮山昌世は、中神守節の『歌林一枝』に、

○小宮山昌世は、通称木工進、謙亭と号せり。御代官をつとめて事業ありし人なり。学問は太宰春台の門人、和歌ははじめ中院家の門にいり、後冷泉家にしたがへりといふ。そのよめる歌は多くもきかず。

とある通り、享保期に代官として活躍する一方、京都中院家に就いて有職学また和歌を学んだ経歴を誇り、太宰春台門下の儒家としても学書を著した。わけても代官職にあつては、下総国小金、佐倉両牧村の新田開発や小金原の御鹿狩において華々しい功績を上げると共に、甲斐国石和代官にも抜擢され、かつ『田園類説』はじめ若干の農政書を草するなど、まさに名代官の声誉を擡にした。加えて細井広沢、室鳩巢、三輪執斎ら、当時、幕府周辺の文教政策に預り、先鋭的な学芸家として知られた人々ともそれぞれ交接するところがあった。しかし、享保末年には職務上の過失を問われ、代官を罷免されており、官吏としては、栄達から零落まで、かなり大きな振幅を経験することとなった。

代官職を追われた元文期以降は、和漢の学芸に沈潜し、随筆『謙亭筆記』や雑史『竜溪小説』を物するが、とくに後者に収められた、英一蝶遠流の顛末を記した「民蝶半小伝」は名高い。その他、堂上和歌の聞書『名賢和歌秘説』の伝来者としても知られるが、『有職玉の枝』（『本朝故実記』とも）は田安宗武の台覧の榮に浴したものの、のち賀茂真淵の批判を浴び、『霞関集』に載る歌詠も、取立てて評すべきものではない。また尺牘学の蘊蓄を傾けた『発蒙書柬式』も術学というに近く、騷壇に詩名を留めることもなかった。したがって、官吏としての名声に比して、学芸家としては異才とは言えても、第一級品とは言いがたいところがある。しかし、折から漢学における護國派の頼唐と折衷派の勃興、和学における堂上派の停滞と古学派の抬頭という、新旧の学問の変替期にあつて、この驕奢な一学芸

家が辿った浮沈の過程は、あたかも世の動向に符牒を合わせるごとくで、近世学芸史の上からみると、はなはだ興味をそえられるものがある。すなわち敢えて年譜を編んだ由縁にほかならない。

—

○元禄二年己巳（一六八九）（一六八九）、この年に生まれる。

昌世の没時は、酒田市立光丘文庫蔵本の『謙亭筆記』の巻末に書き加えられた「加賀美遠清追加」の略伝中に、「安永三年甲午三月廿日卒、歳八十六」とあるのが、もつとも信を措くべきものであるが、これより逆算して、生年は元禄二年ということになる。また、当館所蔵の昌世自筆『名賢和歌秘説』の奥書「甲申夏六月十三日／此日明和改元也／小宮山木工進源昌世／七十六歳謹書不許他見」によつても、同じ結論が得られる。

生まれた場所は、「加賀美遠清追加」に「屋敷牛込御門内御留守居町当時榑原左衛門屋敷」とあるところであろう。御留守居町は、裏四番町の東端北側の定火消御役屋敷の西北に当たる。

実父は、『寛政重修諸家譜』巻一五二二の「小宮山（未勘）」の昌世の項に、「実は辻弥五左衛門守誠が四男。母は岡田五右衛門俊易が女。昌言が養子となる。」とある（4）ごとく、辻守誠もりのぶである。守誠は、『寛政重修諸家譜』巻一四九七の「辻（三枝部氏）」の守誠の項に、「菴之助 弥五左衛門 母は武田家の臣長谷川市左衛門安利が女」（5）とあり、さらに次のようにある。

神田の館にをいて勘定役をつとむ。延宝八年徳松殿にしたがひたてまつり、御家人にはへられ、廩米百俵をたまひ、西城に勤仕し、天和三年逝去により御勘定奉行の支配となる。貞享二年九月五日御代官となる。

享保元年小笠原造酒之助長鬘が城地を収めらるゝにより、仰をうけて豊前国中津におもむき、二年六月九日

中津にをいて死す。年六十一。法名順泰。甲斐国和田村の法泉寺に葬る。

すなわち守誠は、徳川綱吉の神田御殿の勘定役から身を起こし、綱吉男の徳松に従つて西城に勤仕するが、徳松の死後は勘定奉行の支配下となり、のち代官となる。さらに小笠原長胤の除封に伴い、豊前国中津の代官に任じ、任地において終焉したと言う。その先祖は、小宮山氏と同じく、甲斐武田家の遺臣であるが、守誠は元来、輕臣であつたらしく、水戸の小宮山楓軒の『懷宝日札』二に「○小宮山空進ハ神田御殿ノ下勘定二出タルモノナリ。上市ノ人ナルベシ」とあるのは、実父守誠のことにかけて言つたものか。ただし、守誠の第六郎左衛門守參^{もりまろ}は、一族の出世頭とも言うべき存在で、勘定吟味役を経て美濃国の郡代に任じ、五百石の采地を領した。守誠の出世は、かにかくに守參の力に与るところであつたと思われる。また守誠には、嫡子守輝をはじめ、信敦、守雄、昌世と四人の男子がいたが、すべて幕府に仕えた。

なお『懷宝日札』の著者楓軒昌秀の小宮山家は、享保五年に祖父桂軒昌嶠が水戸徳川家に仕出して以来、代々水戸の儒官を勤めたが、昌世の養家との類縁如何は未詳である。

さて、昌世の養父は、小宮山友右衛門昌言^{まさゆき}で、その略歴はやはり『寛政重修諸家譜』に叙すころがもつとも詳しい⁽⁷⁾。

才三郎 友右衛門

神田の館につかへ徳松殿西城にいらせたまふの、ち御家人にめしくはへられ、天和三年逝去ののち小普請となる。時^{六歳}に十元禄五年十一月二日御勘定に列し、七年十二月二十三日加恩ありてすべて百五十俵の禄となる。

八年十二月二十六日金銀の製をあらためらる、の事を奉はりしにより、黄金一枚をたまふ。九年十二月二十二日年ごろの精勤を賞せられ、黄金三枚を賜ふ。十一年十二月二十一日五十俵を加へらる。十二年二月二日

昌辰 小宮山太郎兵衛

忠朝 李右衛門
慶長十二年丁未生甲州、神田御殿御徒、賜四十俵三人扶持、後御勘定御加増合賜百俵、其後及老年為小普請

女子 田中儀左衛門安次妻

昌言 友右衛門
美田中儀左衛門安次二男

実母小宮山李右衛門忠朝女

寛文八年戊申生江戸、維外祖父小宮山跡賜百俵、御勘定（略）

とある。⁽⁹⁾ 右の資料を総合すると、

△初世▽丹後守 昌友

△二世▽内 膳 友信

△三世▽太郎兵衛昌辰

△四世▽李右衛門忠朝

△五世▽友右衛門昌言

△六世▽木工進 昌世

と、代々の諱もすべて揃うことになる。ただし、昌言は忠朝女と田中安次の間に儲けられた子供であるから、実際には忠朝の孫に当たることになる。

さて、さらに小宮山氏の遠祖については、大和郡山藩士の小宮山内左衛門忠良が寛保三年五月、同藩重臣の柳

沢里恭の需めに応じて、甲斐昌照寺に建石した「小宮山氏系統碑」に次のようにある。⁽¹⁰⁾

甲斐源氏逸見冠者、義清之嫡党、源大光之後、世領信州、住於佐久郡小宮山、故改逸見氏為小宮山氏、迨民部少輔信安會孫備前守昌清、大永辛巳歲復來甲州、属大泉侯之幕下、顯忠樹功最多矣、昌清有三子、嫡曰丹後守昌友、次曰民部昌照、後任土佐守

すなわち、小宮山氏はもと甲斐源氏で武田氏の祖である逸見義清、清光の後裔で、はじめ信濃を領し、佐久郡小宮山に住したことにより小宮山氏を称したが、昌友の父備前守昌清に至って再び甲斐に房り、武田信虎に仕えたと言う。昌清の嫡男丹後守昌友とその嫡男内膳友信は、ともに顕忠樹功の武田家の臣として著名であるが、まず昌友について、「小宮山氏系統碑」曰く。

機山侯使昌友鎮上州松枝城、元龜壬申歲、侯使昌友攻遠州兩岐城、城不日而下、昌友戰死、昌照戴骨而歸、葬于甲州大八田邨清見寺之境内、後有故改葬于信州岩邨田郷竜雲寺之境内すなわち信玄（機山侯）は、元龜三年、上野国松枝城を守護していた昌友をして、遠江国二股城を攻めしめ、日ならずして城を陥れたが、先陣争いをした昌友は鉄砲に当たって戦死を遂げた。従行した弟の昌照は、昌友の遺骨を甲斐巨摩郡大八田村清光寺に葬るが、のち故有って信濃佐久郡岩村田郷竜雲寺に改葬したと言う。岩村田は、昌清まで代々所領としてきた土地で、当時も同族が居住していたからであろうか。一説に本貫地とも言う。

つぎに友信についても、「小宮山氏系統碑」には次のごとくある。

昌友娶武田信連之女、生三五男二女、嫡曰内膳忠衛、次為僧、曰拈橋禪師、三曰又七忠房、四曰四郎左衛門忠次、五女嫁土屋昌恒、六曰六郎右衛門宣重、七女嫁千邨良重、昌照娶大紫行吉之女、有三女、忠衛仕景徳侯、天正壬午歲、逢田野之變、怨憤激節、自殺主之屍前

右には友信の名を「忠衛」に作るが、通称内膳の一致から推しても、同一人物であることに疑いない。天正十年、当時、友信は武田勝頼（景徳侯）の勦氣を蒙つていながら、甲斐田野において織田信長、徳川家康に攻められて危殆に瀕していた主君の許に馳せ参じ、その屍骸の前で自害して果てたのである。かかる友信の殉死は、『甲陽軍鑑』（天正十四年奥書、万治二年刊）巻二十に詳しく叙せられ、その脚色の妙によつて読者の涙を誘い、かつ武士の鑑と仰がれた。また、幕末に至り水戸家の藤田東湖は、その誠忠を称嘆して『正気歌』の中で「或、徇天目山幽囚不_レ忘_レ君」と詠じ、『正気歌俗解』^(U)（慶応三年序刊）の著者小山弘は「扱内膳ハ残兵ト共ニ。美事ニ一戦シ。遂ニ討死セリ。其忠勇慷慨。尚フベキ事ナリ」としている。

なお、「小宮山氏系統碑」によれば、天正三年、長篠の戦いで勇猛果敢に討死にした、昌友の弟昌照について、家康は、甲斐を手中に収めたのち、深くその忠勇を愛慕するあまり、昌照の養子に入つた昌友四男の忠次を召出そうとする。しかし、忠次は、兄の忠房、弟の宣重らが進んで家康に仕えたのと異なり、禄仕を固辞するが、家康が友信の子織部をして説得せしめたところ、やむなく出仕するに至つたと言ひ、出仕も一代限りであつたらしい。さらに忠次は、先に甲斐中小河原の林中に埋葬してあつた昌照の遺骸を「甲城之西逸見県邨山」に移葬し、小宮山昌照寺を建立したとあるが、この昌照がすなわち、「小宮山氏系統碑」を草した忠良の家祖と言ふことになる。忠良は、親類で学者でもあつた植松宗南と共に始めて柳沢家に仕えたが、画技に優れ、文名を馳せた柳里恭は、かつて甲斐を治めていた柳沢家の重臣として、甲信の間に一族が鬱茂として蟠踞し、柳営にも数多く禄仕する旧武田家の名族小宮山氏の系統を明らかにしたいと希つたのであろう。惜しむらく、忠良は、「小宮山氏系統碑」と称しながら、自らの家系に比重を置きすぎた嫌いを否めない。ちなみに、幕臣として仕えた小宮山氏の多くは、昌友の第六子宣重の系に繋がるもので、その一族の墓は江戸牛込宗参寺に存する。

○元禄十六、七年癸未、甲申(一七〇三、四、十五、六歲)、この頃、上京して、中院通茂、通躬父子に和歌を学び、野宮定基に有職故実を学ぶ。

昌世の隨筆『謙亭筆記』⁽¹²⁾の巻頭に、

予十五六歳の時、京都に遊ぶ、王人の邸に至りて、和歌有職の古実を習ひ侍る、其家々の家乗を披閱する事あり

とある。また『有職玉の枝』⁽¹³⁾(別名『本朝故実記』)は、野宮定基が述べるところを、昌世が聞書きした有職故実書であるが、その自序に次のように言う。

野宮宰相定基卿後中納言は有職古実の誉れおはしまして、時の龜鑑に人々申侍りぬ、朝廷にてもその事おもく用ひさせ給ふ、予弱冠の時、京都に至りて、中院内府通茂公、大納言通躬卿の和歌の門人に成て学ひ侍りし序、定基卿は通茂公の御次男也その御館へも常に参りて拜謁し、その折から有職の事尋問奉りし

昌世が元禄十五、六年に入門して和歌を学んだ中院通茂は、当時、七十二、三歳の高齡であつたが、内大臣に任じ、位人臣を極める一方、靈元院の和歌の師として、宮廷の文苑に絶大な權威を持していた。また嫡男の通躬は三十五、六歳の壮年に達し、次代の歌壇の指導者として囑望されており、次男の定基は三十四、五歳ながら、有職家歌人としてすでに名声を得ていた。昌世が、彼らから学んだことの一端は、『名賢和歌秘説』の昌世の書入れ注に「野々宮宰相定基卿予に教給ひし也」「此趣の事、中院大納言通躬卿先年予にも教給ひし也」「此事は中院大納言通躬卿ノ我ニ教給ひしも此通り也」⁽¹⁴⁾などある条々からも窺われる。なお、先掲の『歌林一枝』をはじめ、石野広道編『霞閣集』(明和五年成)の作者目録に「冷泉門人 元中院門人といふ」⁽¹⁵⁾また「加賀美遠清追加」に「和歌中院内府通茂公弟子、後冷泉巫相為村入道澄覚弟、下手ニテ無 高慢」とあり、いずれの資料もはじめ中

院門、のち冷泉門とすることで一致している。

かく幕臣ながら輕臣の家に生まれた昌世が弱冠十五、六歳で上京し、堂上の名家に入門しえた理由は詳らかでない。唯一考えうるのは、実家の辻氏の本流である三枝氏による手引である。すなわち同家の守輝は、大番の頭に任じ六千五百石の采地を有する大身であり、守輝の後妻として京都堂上家の平松時量の女が嫁して以降、代々平松家から興入れが続いた。⁽¹⁶⁾ また守輝の弟守里は、小出氏に養子に入り、京都町奉行に任じたが、配下の与力に、通茂の門人で聞書『深雪問答』をまとめた松井幸隆が出ているのも注意すべきであろう。⁽¹⁷⁾

○宝永六年己丑（二七〇八歳）十一月、上京して主上の新内裏への御迁幸を見る。

『有職玉の枝』の巻尾に、

予先年、京都にて、東山院近衛殿の亭より今の内裏へ迁幸のとき極臈麴塵の袍を着し候を見申候、勿論道近き故、極臈も歩行にて供奉也

とある。主上が近衛家熙亭より新内裏へ迁幸されたのは、宝永五年三月八日の京都大火により旧内裏が焼亡し、翌六年十一月に新内裏が竣工したときのことである。しかるに右の引用中には「東山院」とあるが、東山天皇は、仮御所である近衛亭に御滞在中の宝永六年六月二十一日に讓位され、同二十七日に同亭北方の仮仙洞御所に遷座され、さらに七月二日、後西院旧地である新仙洞御所に遷られた。よって、昌世が拝観した迁幸行列は、中御門天皇のそれに違はなく、『統史愚抄』の宝永六年十一月六日の条に、

主上自仮皇居関白家熙今出川第迁幸土御門新内裏

⁽¹⁸⁾とあるときのものである。

○正徳元年辛卯（二七二二歳）三月十八日、はじめて徳川家宣に御目見えした。

『寛政重修諸家譜』に「正徳元年三月十八日はじめて文昭院殿に拜謁」したとある。当時、父親の昌言は御勘定組頭の要職に進んでいた。

○享保五年庚子（三十二歳）二月末、昌世編『有職玉の枝』、徳川吉宗の上覧および田安宗武の台覧の榮に浴した。

『有職玉の枝』の序に曰く。

享保五子年弥生の末、水野守美^{伯耆守御勘定奉行}予をめして、有馬氏倫^{兵庫頭御側衆}此書の事を聞及はれ、一読有度由申伝へよとの事なるよし、わたくし事あらぬけはひなれはとみに参らせ侍りぬ、上覧に備へ給はるよし、予此書奉へ

きとの仰事あり、伯耆守いひ伝へられぬ、誠に有難事、命の導を拝しぬ、その後右の書を金城より宰相^{右衛門督}宗武君へ授けさせ給ふよしなり、予か家に写し留し事なきを聞し召て一本写し下し給ひぬ、金城よりさつかり給ひし本は、相公の御館祝融の美ありて烏有と成ぬれは、わなみの物ながら此書連城の壁にも比する心にて秘置給ひぬ 小宮山昌世書

すなわち、『有職玉の枝』は、享保五年三月末、勘定奉行水野守美より御側衆有馬氏倫を通じて、將軍吉宗の上覧の榮に浴したと言う。おそらく父昌言が勘定奉行の下役である勘定組頭また代官であったために、水野守美の眼に触れるところとなったのであろう。またそもそも吉宗が、有能な人材を抜擢し、必要に応じて下問したことは、内閣文庫蔵の『名家叢書』によっても明らかで、有職故実では荷田在満、浅井奉政、下田師古などが重用された。わけでも在満が、とくに有職故実に力を用いた、吉宗次男宗武の用命を受けたことは有名である。なお、吉宗から宗武へ授与された一本は、のち田安邸の火災と共に灰塵に帰した趣であるが、被災は享保十六年四月十五日の江戸大火であろうか。もつとも本書は盛んに書写され、『霞関集』作者目録には「野々宮定基卿に聞書世に流布す」とある。

本書は、官職、装束を中心に有職故実一般を内容とするもので、昌世の設問を見ると、『源氏物語』『徒然草』ほかの古典を相応に読んだうえで問を發していることがわかり、その学問性は評価できる。しかし、のちに宗武が意見を徴したものが、賀茂真淵が本書に対して忌憚のない批判を加えて『有職王之枝抄』を著したため、昌世ら堂上の言説を推し戴くばかりの守旧派は、大きな痛手を被ることとなった。

○享保六年辛丑（一七三二）正月、室鳩巢著『明君家訓』を御側衆に贈ったのが機縁となつて、吉宗の眼に止まり、やがて世にもはやされ、江戸の書肆によつて再刊される。

『有徳院殿御実紀』附録卷十に次のようにある。⁽¹⁹⁾

室新助直清いまだ処士にてありしころ。武家の教ともなるべきことども。国字もてかきつらね。明君家訓と名づけたる書あり（はじめに楠諸士教と題すといふ）。直清京にありしほど。書肆こふて梓にのぼせて世に行ひしかど。此書もとよりのもの、ふのいましめにして。今の世みやびをのみこのむ人々の。もてあそびぐさとするべきものにもあらざれば。誰みはやすこともなく十余年をへて。享保六年の春のころ。代官小宮山友右衛門昌言が子木工之進昌世。ちなみある近習の人に其書を贈りしかば。其人ふと宿直の日もて参りしを聞きめして。とりて御覽ぜられ。諸士の心得べき事どもを。よくも聞えやすくかきのせたり。汝等常にこれをよまば。もの学ぶたよりもなるべきものぞと仰られしかば。近習の人々をしなべてつゝのり求めけるほどに。忽世にあまねくもてはやされしかば。府内の書肆ども相ばかり。直清が序をこひて巻端に冠らしめ。ふた、びこれを刻するにいたれり。やがてまた御覽あるべきよし。近習の人より直清につたへて浄書せしむ。この書今なを奥の御文庫にあり。

右によれば、昌世は、かつて鳩巢が『楠諸士教』と題して京都の書肆から出版した武家教訓書を、ちなみの近

習に贈ったところ、吉宗の眼に止まった。吉宗は、武家の心得を仮名書きで明快に説いた本書に甘心し、他の近習らに推賞したため、広く府下の評判をえ、書肆が相謀つてあらためて鳩巢の序を請い、再刊におよんだと言う。近習とは、前年、『有職玉の枝』⁽²⁰⁾によって繋がりの出来た側衆の有馬氏倫であろう。

『明君家訓』の初刊本は、国会図書館蔵本によると、砥粉色半紙本一冊で、外題簽に「明君家訓」とあり、巻首に「楠諸士教」と題する前半二十丁分と、同じく「明君家訓」と題する後半十九丁分からなるが、いま問題とする「明君家訓」は前半の「楠諸士教」のみを指しての謂いと思われる。当該本は、本文最終丁裏に木記が存し、四周双郭の長方枠の中央に界線を引いた中に「正徳乙未孟春穀旦／柳枝軒茨城方道繡梓」と大きく二行に刻し、その右下に小さく「京師六角通幸町西江入町／書林茨城多左衛門板行」とある。刊記の後、さらに「柳枝軒蔵書目録」五丁を付すが、この蔵版目録を除けば、正徳五年初刊本の体裁をよく保った本と言えよう。一方、再刊本は、二冊本と一冊本の二種があるが、内閣文庫蔵の二冊本によると、初刊本と同じ正徳五年の刊記を有するほかに、「享保六孟春吉旦 平安^{六角御幸町}西江入町書肆茨城多左衛門繡梓」の刊記をも存する。さらに巻末に付された「蟠竜子井沢先生輯録之書茨城柳枝軒版行目録」一丁の中に、「武士訓^{五冊}」「^{十二冊}附明君家訓二冊」「^{五冊}廣益武士訓^{十二冊}」と見え、井沢長秀の著述と共に板行されたらしきことも窺える。初刊本と再刊本を比較すると、後者は、内題の「楠諸士教」を「明君家訓」と改刻したほかに、最初の数丁を新たに覆刻しながら、余は同一板に修補を加えて使用したように見受けられる。ただ『有徳院殿御実紀』の記載に照らして不審なのは、初刊本の板面の疲弊した様子から推して、結構、増刷された趣であること、また調査不十分ながら管見の限りでは、鳩巢の序を添え、江戸の書肆名を列記した享保再刊本を見出しえないことである。柳枝軒こと茨城多左衛門は、貝原益軒の著作を手懸けたことでも知られる京都の老舗であるが、あるいは江戸の出店小川彦九郎あたりが、再刊に関与したのであるうか。

なお、三田村鳶魚の『教化と江戸文学』には、本書の一件と、同じ享保六年に吉宗が『六論衍義』の和訳を鳩巢に命じ、『六論衍義大意』を述作せしめた件を結び付けて論ずるところがある。⁽²²⁾

二

○同年閏七月二十五日、父昌言の遺跡を継ぎ、同二十七日、代官となる。

父昌言が享保六年六月九日に亡くなったことに伴い、その跡を継いだもので、『寛政重修諸家譜』に「享保六年閏七月二十五日遺跡を継、二十七日御代官となり」云々とある。昌言は晩年、粟米四百俵の代官であり、昌世はそれを引継いだことになる。にもかかわらず『有徳院殿御実紀』附録卷九には、吉宗が、その家柄身分に拘らず器量能力に応じて登用した人材の一人として、田中休愚、養正高に次いで昌世の名を挙げ、

また小宮山木工之進昌世も量あるものにて。和漢の書籍をこのみ。衆をいる、の才ありければ。これも代官になされしより。（略）かく卑賤の者をも。をのく其得たる処をとりて召つかひしかば。いづれの職も人を得て。何事もかくる事なかりしとぞ。

⁽²³⁾とあり、これによれば、昌世の抜擢はかなり異例のことであった。あるいは、昌言の死と同時に、養子に入り遺跡を継いだということか。また、昌世の出世については、国会図書館蔵の『民蝶半小伝』⁽²⁴⁾の巻尾に、次のような記載がある。

徳廟の御世御広舗添番を勤む、才能有、かつて月光院様王子筋^江御出にて、花を御覧有けるに、春雨俄に降来りて晴行と、路次渋ひて木履ならざれば、行べからず、いか、すへしと扈従の人々困りける時、かの昌世さと里の在家に軒新に作るもの有、杉の大奴^かき何枚となく取入置たるを見て、俄に木履をつくらしめ、田家

より繩を出させ、何十足となく木履を調して、御遊覧は済けるとて、月光院様御帰殿の後、徳廟此事を聞召て、初て才能有もの也と察し玉ひ、無程御代官の中へ加へ給ふ、されば引続て新田を開き、大に利用を得て賞を加へ給ふ、されとも其性貪婪なる人にて、私欲の事にて後年御咎を蒙り、蟄居してありしとそ、其子孫に至り、又事ありて家絶ぬと、有人のかたりしま、に茲にしるす

右は成島司直先生より借得て、段々写し置るを、天保九^戌年文月盆中に写し置たる也

藤木厚通

右の識語は、一賤吏の出世譚として、いかにも作り話めいているが、月光院の名を具体的に出すこと、又当写本を幕府奥儒者の成島司直が伝来したことなども考え合わせると、大筋は認めて宜しいのではあるまいか。月光院は、六代將軍家宣の継室にして七代家継の生母であり、和歌を嗜み、『車玉集』一冊を遺した。昌世が、月光院の花見に参加したことは、いわば月光院雅苑の一員であつた事実を物語るものとして興味深い。月光院御用人には、冷泉家門人の高井真政が仕えており、昌世の冷泉家入門もこの事と無縁ではなからう。またその著作『菴溪小説』には、月光院の老女絵島の密通事件について、やや詳しい記述が見られること、加えてのちに昌世と交際のあつた関鳳岡が、いまだ和様御家流の書家であつた時代、月光院の周辺にいたことなど、みな関連があるかも知れない。

ところで、『民蝶半小伝』と同様の伝えが、松浦静山の『甲子夜話』巻五(三四)に「享保中、御代官にて名高かりし小宮山木工進は、元御広敷の賤吏より抜擢せられ、幹事の才は衆にすぐれたるものなりしとなり」とし⁽²⁵⁾て、なお次のようにある。

又月光大夫人、飛鳥山へ遊ばせ玉ひしが、道より驟雨降出しければ、先金輪寺に雨を避させ玉ひしに、程な

く雨は止たれど、木履無くては、山上の芝地露^{ひび}、いかゞあらんとありしに、陪従数百の女中の履、俄に弁すべきにあらず。とやかくと人々申合うち、折節金輪寺修繕のこゝありて、匠作局より運置^{はこびき}し杉の貫板あまた有しを、いつか木工進かりの木履に作り出して、立所に弁せり。大夫人の遊山、陪従の輩少しもさ、はらざりしとなん。其機智敏捷なる、皆此類なりしと。

内容はほぼ同一であるが、『民蝶半小伝』の「王子筋」「里の在家」に対して、「飛鳥山」「金輪寺」と場所を特定するのが特色である。王子も飛鳥山もさして異なることはないが、飛鳥山は元文二年、吉宗が大量の桜の苗木を植樹し、成鳥道筑撰文の飛鳥山碑が建てられて以来、花の名所として喧伝されたのであり、それ以前は「王子筋」というような言い方が当時に即していよう。

○享保七年壬寅（^{一七三三}_{三十四歳}）正月、小金、佐倉両牧地の絵図の作成を命じられる。

酒田市立光丘図書館蔵の本間光丘著『弘采録』第七十冊所収の享保十九年十一月廿九日付伊達吉村宛昌世書簡の写し（当該条に全文紹介）に、「壬寅春正月受^レ命^ニ図^ヲ繪州小金佐倉両牧方数百里之地^ヲ」。至^ニ夏五月^ニ図成奏上^スとあり、所管地である小金、佐倉について、牧地の造成や新田の開墾に備え、測量のうゑ絵図を作成するよう命ぜられ、同年五月に完成して奉った。ただし、この事業は、前年に没した河村弥兵衛通頭のそれを引継いだ恰好であるらしきことが、鎌倉建長寺の墓地に現存する細井広沢撰并書の「河村君墓碣銘并序」の一節に、「庚子六月命為房総等州代官職管五万石地方、八月赴任所、十二月帰府、辛丑六月命預総州佐倉牧馬之事、七月帰府、感疾瘥而不復起、以八月二十二日卒于正寝、年五十有七」とあることによつて推定できる。通頭は、河村瑞軒の第二子で、利根川の治水工事に顕著な功勞があつた。

また、測量については、細井広沢の技術に与るところ大であつたことが、広沢男の九臈細井知文の『二老略

伝⁽²⁷⁾の次の記載によつて明らかである。

又測量にくわし、今世上のまわり検地の早速なる術は、広沢先生の遺術也、享保年中^徳御代官小宮山本進、石川伝兵衛公に達して、上総、下総の荒野小金佐久良の検地して、図を作らしむ、昔時の^{大猷院殿}御勘定衆を以検地せしむ、三年にして成らず、ゆへに此事を止む、広沢先生両県令と共に両野に至りて術を行ふ、晴天十五日にして図成る、此図を以て徳厩小金の田獵もあり、田畑ひらけたり、此両野周廻二百五十里と云

広沢は唐様書家として高名の人であり、柳沢家を致仕してのち当時に至るまで処士であつたが、文武諸芸に通じて、同書によれば「天文測量^{金古立運}同権七門人」とあり、この方面でも活躍したことがわかる。広沢は、同じことを、万尾時春著『規矩分等集』⁽²⁸⁾に享保七年十二月、序を寄せて曰く。

是歳春。従使節奔于総州地域板図之命。臨將發。親知皆晒。曰斯老何其狂矣乎。崗超耳非。子未被負薪。而自乘露乎。百里不毛之沢。深入乎楚荒埒馬之群。非学孔氏之所為也。余如不聞者。親知倍晒而且哂為。正月発都。二月劍図。四月竣緯。五月還府。

その宏才にして勇敢なることを賞賛すべきであらう。

○同年四月二日、細井広沢に同行して、上総山辺郡田中村に赤人の遺跡を尋ねる。

細井広沢の『観鷲百譚』(享保二十年刊)第三十六談に次のようにある⁽²⁹⁾

知慎曾て官使に随て、総州に経歴せし時、山辺郡に至りて、郷民のいふ、当郡田中村に赤人の塚と像と有と、官使兩人、いざとてかしこに行けり、其村の地景すぐれて明麗にして、関左の地に似ず、鬼蛇^{里人をんじ}の池といふ水有、其池のほとりへ牛馬の通ふ道あり、岩を切とをして、洞中を冷水ながれ出、清き事玉に嗽がことし、時は卯月なれば、ほと、ぎす遠くとづれ、杜鵑花洞口に咲たれて、淡濃紅紫水に映じたる、誠に画

とも勝がたし、鉄壁いろ繡て苔蘚露緑なり、白雲飛去て衆鳥声たえたり、官使は東里石川伝兵衛政倫謙亭小宮山李進昌世なり、知慎と共に三人巖上に立てながめ居れり、官使いへらく、石上に題名せよかし、新詩あらましかばと、知慎硯筒より筆を拵て、洞裏新晴花正開、見_レ花出_レ洞幾時回、殷勤好去武陵客、莫_下引_三世人一相逐来上と古詩を書て、左方に享保壬寅四月二日、東里石氏謙亭山氏、広沢細氏、同遊と記侍る、年久しからねば猶あるべし、刻む人なく、頓て消うせんも幸なるべし、赤人の塚は田の中に有、はつかに四尺ばかりのこして、四方皆田也、木像は宝珠山法光寺に有、ふるき祠に入て、堂内の隅に塵あつく、鼠跡点々たり、前に小土器に香焼たる灰あり、像は閻羅王にて、いたりて古く、双手折て補ふ人なし、僧の云、いつの時よりといふ事も伝はり侍らずと、官使狂歌等もあり、知慎小詩有、煩しければしるさず

すなわち、昌世らは上総の小金、佐倉の検地に訪れた折、山辺郡田中村に赤人塚があることを耳にして赴いたところ、その地が風光明眉であることに驚き、おぼえず池畔の岩石に『三体詩』の陳羽の七絶「伏翼西洞送人」を書き記すなどの雅興に及んだと言う。同行した幕臣の石川東里は狂歌を詠じたところがあるが、同書は不載である。

右と同様の話は、『広沢翁道の記』と題する一冊にも存する。この書は無窮会神習文庫蔵の新写一冊で、奥に「右之書は広沢先生、今といへる女のもとへ書送られし歌也、文辞を味ふに、今女は広沢翁のゆかりあるものならん歟、飲田町に葉ひさく小松屋の翁のもとより、借りもとめて写し置ものなり 安永二年季冬十二日 南歌」とある。内容は『観鷺百譚』と同趣で、かつ三村竹清が『近世能書伝』⁽³¹⁾中に『広沢翁和歌』として引掲するところとほぼ同一であるから、引用は控えたい。ただ『観鷺百譚』が略した東里の狂歌についてのみ言えば、今女への手紙の体裁を採った本文の枠外に、

夜になりて文里君より、けふ赤人の像興さめたるはかりと有て

赤人の借銭すます折なれやのこすすかたのゑんまかはなる

と有、知慎かたはらに抹香々々と書て返しぬ

とあり、四方赤良（大田南畝）編の『万載狂歌集』（天明三年刊）巻十五雜歌下にも収められる。³² ちなみに、この赤人塚については、北村季吟の『八代集抄』（天和二年刊）の『古今集』仮名序の注に、赤人について「上総国山邊郡の人也、彼所に廟有と、彼所の人申す、旅客歌を書付るとなり」とあるが、真淵の『宇比麻奈備』（天明元年刊）などでは、山部と山辺の別を言いつつ、「上総国に山辺郡ありて、赤人の東にてよみし歌もあれば、此国より出たる人也などいふは、姓氏の事もしらぬもの、ことは也」と一蹴する。³⁴

○同年八月九日、佐倉、小金の牧地における新田、林等について、任意に処置すべきむね仰せ渡される。

『断家譜』に「同（享保）七年壬寅六月二十五日増地合十万石」とあり、上総小金、佐倉の測量を畢えた翌月、両牧地合わせて十万石ほどが、正式に所管地として認定されたこととくである。その翌七月、幕府が、新田開発に關する高札を日本橋畔に掲げ、これまで消極的であった政策を大転換して、新田開発を大いに奨励したことは有名である。小金、佐倉の開墾も、まさにその一環であるが、同年八月九日のこととして、『有徳院殿御実紀』巻十五には、

この日代官小宮山空之進昌世に命ぜられしは。佐倉。小金等の牧地。新田。林などのこと。聞えあげしごと

く。心にまかせ処置すべし。野牧の道途修理なども。牧士の長綿貫夏右衛門に指揮してはからふべしとなり。³⁵とある。記文の趣から言つて、まず昌世の方から、農民の希望を受けて、新田開発したい旨、上申した事実があり、それが早速、聞き届けられたということであろうか。同時に野牧の整備については、代々牧士に任じた綿貫

氏を指揮して事を進めるよう命じているが、こののち昌世は、小金原に金ヶ作陣屋を作り、牧地の経営に本格的

に乗り出すに至った。なお、小金、佐倉における、昌世の代官としての業務については、『松戸市史』⁽³⁶⁾に詳しいので、参照願いたく、本稿では必要に応じ最小限度、触れるにとどめたい。

○同年十月、『地方問答書』成る。

『地方問答書』の奥書には、

享保七年

寅十月

小宮山李進

享保七年壬寅十月、御側衆有馬兵庫頭殿、御尋有^レ之に付申上候書付也

上意に付御内々御聞披^レ成候故、或人問答と書記申候

と、⁽³⁷⁾有馬氏倫の下問に答えたむねが記される。内容は、上方と関東の両筋における口米の差異を論じ、関東筋の代官の経済的窮状を訴えており、その一条に次のように言う。⁽³⁸⁾

不足之もの共余程有^レ之候内、差当私など不足にて御座候、去年者大水損にて不^レ及^レ論候、此度拾万石之高にて去々子年之格を以御口米五百三拾両余御座候、平均壹万石に五拾両余に当り申候、関東にても私代官所江戸近在故、奥州筋又者伊豆相模杯支配之面々とは違申候て、御用多に御座候

すなわち、高十万石の所管地を有しながら、口米は計五百三十両ほどで、これは一万石に五十両の割合になるが、江戸近在の代官は何かと用務が繁く、資金が不足するとしている。しかして、昌世の意見は聞き届けられ、本書の巻末には、

御代官口米不足之儀御聞届有^レ之、辰年より御代官五万石に付^{金六百両}七拾人扶持^{七拾人扶持}五万石より上者壹万石に付^{五拾両}拾人扶持^{拾人扶持}つ、

割増被^レ下候御定に成、遠国者其国々に随御用に付参府之節者道中入用等被^レ下候

⁽³⁹⁾とある。これによると、昌世は口米金八百五十兩と役料百二十人扶持を宛行われたことになり、同書に「初年よ

り拾万石も被_レ仰付_一、此口米八九百両も有_レ之候は、成程可_レ然候⁽⁴⁰⁾とする昌世の希望が、完全に適えられたと言える。もつとも、享保十年十月には、口米もすべて上納すべきことになり、代わりに費用米金を支給されるなどの大改正が行われた。

なお、昌世には、農政に関する著述として『地方問答書』のほかに、『田園類説』がある。通例、谷本教、大石久敬、山本董正が増補した『増補田園類説』として流布しており、『日本経済叢書』所収の萩野由之旧蔵本の天保十三年五月山内董正の序に、本書の内容について次のような適切な紹介がある。⁽⁴¹⁾

田園類説なるものは、享保年間之御代官小宮山李進が著述する所也、(略)凡世上に流布する所之地方之書あまた有といへども、田園類説にまさるは不可_レ有焉、本朝古来相伝之旧説をあげて、其本原を糾明し、先吏之近例を引て、其証拠を弁別す、実に農政之要書と云べし、元来此書第一検地、第二石盛、第三根取り次第して、取上田地の条に終わる、通計二十一ヶ条にして甚疎也

すなわち、本書は農政の根本について説いたもので、昌世の原著自体ははなはだ簡疎であったが、のち三度にわたつて増補が加えられ、『増補田園類説』が出来上がったのである。原著者が昌世であるとしたのは、山内董正の判断であるが、内容からそれを証明する手掛りは得られない。また、成立の年時も不明であるが、昌世は享保七年当時、すでに地方巧者^{しかた}と言うべき定評を得、幕府の信頼も厚いものがあつたので、本書に書かれているような条々については、充分に認識していたことは確かである。

○享保八年癸卯(一七三三)八月十七日、小金の牧地でよく調練できた馬を幕府に引き連れてくるよう命じられる。

『有徳院殿御実紀』卷十七の当該の条に、

代官小宮山李之進昌世に。小金の中野牧より下野牧までを預けらるれば。よろず指揮して。近きほとりに住

る牧士を所管し。とり得し馬は陣屋に養ひ置て調練せしめ。事よく調ひしをば。府にひき来るべしと命ぜらる。

⁽⁴²⁾とある。すなわち、従来は牧士長の綿貫夏右衛門が支配していた小金七牧を二分し、中野牧と下野牧の二牧を昌世の支配とした。かつ取入れた野馬は金ケ作陣屋でよく調練し、のち府中の馬市に牽き連れて来るよう指示している。これは、良馬の多くが南部、仙台の両家から献上されたり、購入したりしていた実状を改め、牧地の新田開発の機会を捉えて、良馬を自足しようとした、吉宗の馬事振興作に沿うものであることは言うまでもない。吉宗は他に安房国に峯岡牧を新規に開設しているが、馬政の中心はやはり小金、佐倉の二牧と言うべく、『有徳院殿御実紀』附録卷十二に、

其頃下総国小金をよび佐倉に牧をひらかれ。野飼の馬多くはなたれしが。いくほどなく子を産して。年々に名駒多く牽来りしを。御みづから台覧あり。近習の人々に仰せて。乗こゝろみさせ給ひ。または騎射つかふまつる番士等に給はる事もありし。近臣にては。土岐大学頭朝澄。馬役には斎藤三右衛門盛安。代官は小宮山空之進昌世この事奉り。つねにかしこに往来して馬政を沙汰せり。また甲斐国にも牧場を開かれ。これも引来れば。必らず御覧ありしなり。

⁽⁴³⁾とあるごとくである。加えて、伊勢貞丈の『安斎隨筆』卷二十九の一条に、

享保年中、將軍家の台命に依りてハルシヤの馬渡り来り、御厩に飼ひおかれ、其の後下総国小金の牧に放されて、駒出生しけるをハルシヤタネと世に云ひ習はしき、

⁽⁴⁴⁾とあり、ペルシヤ産の種馬を小金牧に放ち、良馬を得ようとするなど、吉宗の熱の入れ様が知られる。

○同年十月廿六日、水害に遭った村里賑救のことで、時服を賜る。

『有徳院殿御実紀』卷十七に曰く。⁽⁴⁵⁾

廿六日代官小宮山李之進昌世に時服二をたまふ。これはさきに関東の村里。水害にかゝりし時。賑救の事聞えあげ。速に民食輸送して。わかちあたへしにより。農民等飢をまぬかれて。かしこみ思ふことかぎりなかりしかば。此後も猶かうやうの時は。思ひよりし事は。はゞからず聞え上べしと仰下されて。かくは褒賞せられしなり。

すなわち、昌世が、水害に際し、救恤を上申して迅速に食料を施与したために、農民らが飢饉を免れたことを褒賞したのである。大水のことは、『武江年表』の享保八年の条に「〇八月近在出水」⁽⁴⁶⁾とあり、また後掲の享保十年十一月二十九日付伊達吉村宛昌世書簡にも「秋八月大水。比^二之辛丑之水^二更深百尺。饑荒殊甚^ハ」と、享保六年の大水と比較して、より被害の大きかったことを言う。

○同年十一月、下総の小金、佐倉の両所に知行地を持つ人々に、切添の田畑、植出し林を持添のそれとして認めることを発令した。

『有徳院殿御実紀』卷十七の当該の条に曰く。⁽⁴⁷⁾

藤堂和泉守高敏はじめ。小祿の輩に至まで。下総国佐倉小金両所に知行もてる者百十七人に令せらるゝは。牧場の官地へ切添田畑。植出し林の事。向後公料地所私領より持添たるべし。その地の民等。代官小宮山李之進昌世指揮すべきにより。諸事李之進昌世にはかるべしとなり。

すなわち、伊勢安濃津侯の藤堂高敏はじめ、小金、佐倉の両地に以前より知行地を有する人々に令して、これまで無断で切添え新開した田畑や植出し林を、私領の持添え地として認めることにしたのである。幕府直轄の地である牧地に、田畑や林の持添えを許したことは、同地周辺に采地を有する人々の既得権を尊重したということである。

あるが、代官昌世の立場としては、あまり歓迎できない決定であったかも知れない。

○享保九年甲辰（一七三三）閏四月十二日、甲斐国石和の代官となる。

『断家譜』に「同（享保）九年甲辰閏四月十二日於関東増地」とあるが、この増地は甲斐石和の代官に任じたことを指しているよう。すなわち『甲府勤士諸家目録』なる書には、

同（享保九年）四月十二日

御勘定組頭奥野忠兵衛

右、甲州御代官被仰付旨、御右筆部屋御縁頼にをみて、御老中御列座安藤津島守殿被仰渡候

とあり、その左に「小宮山奎之進／亀田三郎兵衛」と付記する。石和代官は、同年の柳沢吉里の大和郡山への転封に伴う、甲府勤番による統治に先立ち、甲府、上飯田の代官と共に任免されたものである。甲府は右の通り御勘定組頭から奥野忠兵衛、上飯田は飛騨の代官から亀田三郎兵衛がそれぞれ転任し、石和の昌世と甲斐約三十万石を三人で分割支配することとなった。⁽⁴⁸⁾なお松平定能の『甲斐国志』（文化十一年序）に、「石和御代官小宮山奎之進 本下総支配、享保九年引替ル、御代官所高九万石余、外二関東四万六千石兼之」とあるのは誤りで、昌世はこの後も下総小金、佐倉両牧地の支配を継続している。預地の石高については、ほかに内閣文庫蔵『謙亭筆記』の頭書に、「下総国六万石、甲斐国九万石、御代官、奥州六万石余御預所」とあるなど一定しないが、およそ二十万石近い預地を支配することになったのは間違いない。

○享保十年乙巳（一七三五）三月、吉宗が小金原の中野牧に鹿狩をした際、狩場の事を万事、取り仕切る。

享保十年の鹿狩について、『有徳院殿御実紀』附録第十三には次のようである。⁽⁵⁰⁾

享保十年下総国小金原にて鹿狩あり。このこと大猷院殿の御時有し後は絶てなかりしを。ふた、び興させ給

ひしなり。そのとし二月朔日近習の人々のうち松下専助当恒。土岐八左衛門朝澄。佐野伊右衛門泰政。浦上弥五左衛門直方さきだちて彼地におもむき。狩場を閲してかへりしに。〔本文作三月廿七日可也〕同じ廿七日辰刻に御発興あり。宿老松平左近将監乘邑。少老大久保佐渡守常春を始め。両番の士八隊。百人組与力四十人。同心二百人。御持組与力二十人。同心百十人。先手組十二隊。与力七十二人。同心三百六十人。その外目付。使番。徒頭。小十人頭。新番は四隊。鷹匠。鳥見等までことごとく陪従す。代官伊奈半左衛門忠達。小宮山奎之進昌世ことさらにうけたまはりて。狩場の事どもをつかふまつる。

鹿狩の動機について、同書には「御家人等太平になれて武芸にをこたらむ事をなげかせ給ひ、ひたすら講武の事を沙汰せられける」とあるが、元来、武芸を好み、家臣に奨励した吉宗にとって、二代將軍秀忠以来、途絶えていた小金原の鹿狩を復活させることは、年来の宿願であった。のみならず、鹿狩は、新田に繁殖していた鹿、猪などの害獣を掃討するという目的をも兼ねていたと言われる。ともあれ、当日、吉宗は宿老松平乘邑、少老大久保常春以下、多勢を引連れて小金原に発向し、狩場では、自ら采配を振り、人々を指揮し、八百に余る猪、鹿の獲物を得て、さぞ本懐の至りであったに違いない。しかして、この日の鹿狩を成功裡に導くためには世話役の松下当恒以下、何人かの尽力が不可欠であったが、その中の一人は、享保六年の代官就任以来、着々と小金野牧の整備を図つて来た昌世にほかならず、ゆえに当日はことさら狩場の諸事を担当したのである。今回の鹿狩に對する心意氣を、『謙亭筆記』では次のように述べる。

享保十年丁巳三月小金野御鹿狩被_レ遊候、小金は我等支配所なれば、惣御用一人にて承り候、御用相動ル勢子計も、其時の御勘定奉行之内、稻生下野守おとけに被申候は、御鹿狩終に如此之大業、例も無之事は自分六万人也、にも初てなり、如何無心元と申され候故、我等申候、源義経も宇治川初陣也、誰とても軍の稽古いたして戦

ふものは無之候、楠正成といへとも初ての軍は初陣也、此程の御用初てとても氣遣は無之と申、一座の人々笑ひ給ひし

右によれば、昌世独力で狩場の御用を勤めたとあるが、前掲の『有徳院殿御実紀』や内閣文庫蔵「享保乙巳小金中野牧御鹿狩之図」⁽³²⁾によれば、勢子を指揮するのが伊奈忠達と二人の役割であつたことは明らかである。また、この鹿狩が、獲物を駆り立てる勢子だけで六万人という大掛かりな規模になつたにもかかわらず、義経の宇治川初陣を例に出し、自信過剰ともいふべき物謂いである。しかし、昌世が、その言葉通り、見事大任を果たしたことは、『有徳院殿御実紀』附録巻九に、「小金の御狩の時も。わきてこの者にまかせ給ひしに。数万の勢子を駆引せしさま。衆にこえて見えけるとぞ」⁽³³⁾と記されるごとくで、とくに近隣諸方の農民によつて構成された数万人の勢子を自由に操る手腕は、群を抜いていたと言う。同趣のことは、『甲子夜話』⁽³⁴⁾にもみえる。

小金原御狩のとき、百姓勢子のはたらき方、思召の如くならず。様々御指麾を伝ふれども、兎角におもはしからざりしとき、木工進召せとの仰にて御前に出ければ、しかく御指授ありける。畏り候進、その儘乗返して下知すれば、有合数多の百姓どもを、手足を使ふ如く自由に引廻しけるとなん。又鴻台へ成せ玉ひしとき、数日前より北条、里見などの事ある書を検点して、其地理古戦の次第を研究しぬ。御遊覧の日に至り、果して此地の事心得る者や有と問せ玉へば、昌世御案内申ながら、来歴戦場の様子など、詳明に言上せしかば、深くめでさせ玉ひしとなり。

鹿狩での勢子の引廻しのほか、鴻台（国府台）における逸話も、雑史『竜溪小説』を著したことでも知られる通り、元来、武辺譚は得意とするところであつたから、信すべきものと思われる。

○同年四月三日、鹿狩における功勞に対して褒賞があつた。

『有徳院殿御実紀』卷二十の当該の条に、松下当恒、佐野泰正ら小納戸四名が、小金原鹿狩の功績によりそれぞれ金、時服を賜わったことを記したのち、

代官小宮山李之進昌世所管の地なりしにより。ことさらに心いれはからひしかば。特旨もて金二枚。時服三下さる。馬預り諏訪部文右衛門定軌御乗馬御けしきにかなひしをもて時服四をたまひ。

云々とある。同じことは、『享保通鑑』の同年四月の条に、若年寄大久保常春に時服五、以下、近習に時服三宛賜わった記載に続けて、

一、今度御狩御用相勤候二付、為_二御褒美_一被_レ下之由、於_二御祐筆部屋縁類_一左近將監被_レ申_二渡之_一、

金式枚 時服二 御代官 小宮山李之進

時服二 御馬方 諏訪部文右衛門

⁽⁵⁶⁾とあるが、時服の数は異なる。ちなみに『享保通鑑』は、従来、昌世の著書とされてきたが、それが誤りであることは、同書の辻達也氏の解説に明らかである。

なお、鹿狩の挙行に備え、松下当恒らと共に小金原の下見検分をした近習の佐野伊右衛門泰正は、本番当日の様子を克明に記した『御狩日記』⁽⁵⁷⁾（享保十年五月成）を遺しているが、同書の「追加」に「今度の小金御狩の様子を御屏風一双の絵に写すへきのよし仰有て、御目付長田三右衛門相談にて、御画工狩野栄川巧に模様を構へて絵かき出し候而、則納り申候」とある。屏風を製作した栄川古信は、吉宗の時代に活躍した御用絵師の一人で、『古画備考』卷三十八「狩野譜 木挽町系図」に伝が収められる。その一節に「同（享保）十一年丙午三月廿七日、小金野御鹿狩御供仕、鹿一疋拝領仕、右鹿狩之図取、御屏風画被_二仰付_一相認候⁽⁵⁸⁾」とあり、翌年の鹿狩に同行して、また屏風絵を作成したと言う。

○享保十一年丙午（二七二歲）三月廿七日、再度、小金原の鹿狩があり、狩場の御用を仰せ付けられる。

『有徳院殿御実紀』附録卷十三に曰く、⁽⁵⁹⁾

十一年三月廿七日ふた、びこの御狩あり。このたびは大かた去年のごとくなりしが。大番の頭もこと更の仰を蒙りて。諸隊をひきゐて陪従せり。御陣所は高さ五丈に台をきづき。その下には綱を張。外をば御持組の与力同心警衛し。その中に近習の人々。または庖所のものども。幄をなして座を設く。午刻過る頃其事はてしかば。左近将監乗邑に。けふ召れし天鷲絨の御羽織をかつけらる。左近将監その御羽織を着してしたがひ奉り。未刻ころ御城にかへらせ給ひぬ。

大体は、前回と同様であった由であるが、今回の特色はとくに大番頭が諸隊を引率して参加し、より実戦的な陣容となったことである。当時の記録『享保十一年^午三月廿七日 小金御鹿狩之節駈騎馬并勢子其外御場^江罷出候面々固勤番共人別書』によれば、たしかに山名因幡守豊就以下、五名の大御番頭が組頭、与力、同心を従え、総勢四百一人ほど参加している。また、当日の鹿狩が終つて、吉宗着用の天鷲絨ヒコロイドの羽織を下賜された老中の大給松平氏乗邑は、当時の佐倉藩主であり、『甲小夜話』巻一に「松平左近将監は徳廟の時の老職にして出頭人なり」「松平左近将監は威望ある人なりしとぞ」⁽⁶¹⁾などとして、いくつかの逸話を伝えており、吉宗がもつとも信頼した重臣であつたことがわかる。

ところで、昌世に『下総国小金中野牧御鹿狩勤番纏羽織』⁽⁶²⁾という著作一冊が内閣文庫に蔵される。巻頭に、

享保十一年^{丙午}三月廿七日朝六時総州松戸町^江御着座、同五半時御狩、同日八半時終、夜五時江戸御城^江御帰

座也 小宮山李進昌世

とあり、以下、大御番、御書院番、御小性組、百人組、御先手、御鉄炮方、御代官、大目付、中奥御小性、新御

番頭、御目付、御使番、御徒頭、小十人頭、中奥御番の纏、羽織をそれぞれ実名入りで図示する。代官は昌世自身であるが、羽織は、白地に山吹色の細格子文様、中央に「山」の行書体を織出し、背の下方に紅色の組紐を三輪に結び、両袖よりも同じ組紐の房を出している。当該本は、昌世の自筆かと推測されるもので、各図は、あたかも「武鑑」を思わせる図柄に、美麗な彩色を施し、入念に認められており、昌世の好尚を窺わせる。さて『断家譜』に「同（享保）十一年丙午四月朔日小金御用掛、賜金式枚、時服二」とあり、前回同様、褒賞に預かっている。

○同年五月、『正界録』を編集、書写し、有馬氏倫を通じ吉宗の上覧に達した。

本書は検地のあり方について巨細に書き記したもので、前中後の三段に分けられ、その成立は中段の末に「享保十一年五月」とある年月をもつて定めて良かろう。しかし、著編者は複雑で、まず前段の末に、

此書は長谷川六兵衛編集仕候て、辻源五左衛門、同六郎左衛門考定仕置候得共、数十年前の事故に、猶又改訂も仕候様に六郎左衛門方へ遣置候所、いまた右之本不_レ參候間、先手前に前方父友右衛門写置候を、草稿のま、にて入_二御覧_一申候

六兵衛儀は、源五左衛門、六郎左衛門為には母方之從弟にて御座候

右は、大御所様奉_レ入_二御上覧_一候節、有馬兵庫頭殿迄書記進達申候書付也

⁽⁶⁴⁾とあり、もと長谷川六兵衛安定が編集したものを、辻源五左衛門安寿と六郎左衛門守参が考定したものであることがわかる。しかし、本書が数十年前に書かれたことを斟酌して、守参に改訂を依頼したところ、いまだ本が届かないので、取敢えず父昌言の書写本を奉ったと言う。注にあるように、右に所出の人物は守参はじめみな昌世の親類であり、本書に限らず、昌世の農政に関する知識の伝来を考えるうえで、興味深いものがある。ちなみに

大石久敬著『地方凡例録』卷三の「定免之事」の一条に「有徳院様御世地方ノ聖卜唱シ辻六郎左衛門、小宮山奎之進⁽⁶⁵⁾」と守参、昌世が併称される。ついで、中段の「条々」とある部分は昌世の著であろうか。また後段は、最初に「検地御用に付、井沢弥惣兵衛殿へ承合候覚書」と識すので、勘定吟味役の井沢為永の著作とみなすべきであらう。

○享保十二年（三十七歳）八月、翌年の吉宗の日光御社参の準備のため日光へ赴き、翌九月江戸へ戻る。

すなわち、後掲の伊達吉村宛昌世書簡に、「戊申夏四月上謁日光山太祖廟^ニ。昌世亦預從事焉。前年秋八月先^テ期往日光^ニ。九月帰于東都^ニ。」とあるごとくである。同じ八月十八日に幕府は、御社参に供奉する諸司の陣容を発表したが、「有徳院殿御実紀」卷廿五によつて知られるが、それを補う記事として「享保通鑑」には、次のようにある。⁽⁶⁷⁾

一、左之通、御賄御用并御扶持方渡共二可二相勤一旨、松平左近将監被^レ申^ニ渡之一

一、川口 御休 伊奈半左衛門

一、岩槻 御休 同人

一、幸手 御休 同人

一、古河 御泊 同人

一、小山 御休 御代官 山田治右衛門 中嶋内蔵助

一、宇都宮 御泊 同 池田喜八郎 鈴木平十郎

一、大沢 御休 同 池田新兵衛 後藤庄左衛門

一、日光 御賄 同 長谷川庄太郎 小宮山奎之進

一、從三江戸一日光迄人馬御用 伊奈半左衛門

かく日光街道筋の代官は、伊奈忠達はじめみな動員された恰好であるが、昌世は日光における賄方を命じられた。もとより昌世は、代官として日光を支配してはいたわけではないので、これも昌世の器量をみこんでの登用と言える。

○享保十三年戊申(一七二八)三月、吉宗の日光御社参に先立ち、日光へ赴き、賄方の任務を遂行する。

やはり伊達吉村宛書簡に先掲部分に続けて、「越翌年春三月再先期往。大駕乃到。昌世凡三軍糧食芻草悉主之。於是県官資給之金穀有_レ所不_レ足。僕不_レ得_レ已_レ貸_二官物_一以贍_レ之。昌世奉職若_レ是其窮也」と述べるごとく、吉宗の御社参の大駕を日光で待ち迎え、一行全員の食事と馬の餌食の世話を一手に引受けたとある。またそのため、代官職として支給される給金では賄い切れず、やむをえず公金を借りて充当したことなど、職務上の窮状を訴えている。この負債は、享保八年十一月に出された、年貢上納金の不足は年賦で弁償すべしとの令に従い、年々返済することになるが、かにかくこの日光御社参における賄方の任務は、昌世にとって大きな蹟きのもととなった趣である。

しかして、『断家譜』に、「同十三年戊申四月六日、去年御取箇御用格別多依勤之、賜金二枚、同二十九日、日光御用依勤之、賜金二枚、時服二」とあるように、二年にわたる日光での功勞により褒賞を受けた。

○同年七月、甲斐の大水で笛吹川と日川が氾濫した際、病身の夫を助け出そうとして成らず、共に水死した田中村の栗女を表彰して、節婦碑を建立する。

碑文は、『甲斐国志』卷百二十や『東八代郡誌』等に収められ、たがいに小異を存するが、いま前者から転載する。⁽⁸⁸⁾

節婦碑 源 光章

節婦八代郡田中村民之妻也、享保十三年秋七月本州大水笛吹川日河二水、受_二東北諸壑氾濫_一、惟田中村首_二居下流_一、其南村介_二于東西兩駅之間_一者、以_レ逼_二近日河_一、故適当_二潰決之衝_一、漂溺殊甚、当_二此時_一、居民皆着黃奔走、往保_二于一丘之上_一焉、節婦之夫病_レ癩不_レ能_レ起、姑亦老羸、婦負_二其姑_一、艱歩及_二保者_一而託焉、既還、復將_下扶_二持其夫_一去_上、夫輒謝曰、吾不幸罹_二惡疾_一、今得_二流死_一、則猶_二生日_一、亦何避_レ害為、汝当_二速去_一、勿_二復以_レ我為_レ念、婦強_レ之、不_レ可、因泣曰、豈有_下見_二夫之危_一而妻忽然棄去者_上乎、及坐待_二水至_一、卒与_レ夫共流死、不_レ得_二其屍_一、鄉人哀_レ之、以聞_二諸県_一、県令嘉_二其節_一、為捐_レ貲、命使_下立_二石其宅_一以代_レ葬焉、近有_二島母必者_一、及聞_レ之、及慨然以為操行如_レ此、其懿不_レ宜_二湮没使_レ無_レ如_二于後_一也、於_レ是与_二其徒及鄉人_一謀樹_レ碑、謁_レ余請_レ銘、余乃撰_下次所_二會聞_一者_上、繫_レ之以_レ銘、銘曰、

威之驅_レ人 能赴_二水火_一 此則然乎 去就自_レ我 視_レ死如_レ帰 節義是果 異_二彼為_レ諒 行非_二細瑣_一

磐_レ石旌_レ之 爰為_二不可_一

文中に「県令嘉_二其節_一、為捐_レ貲、命使_下立_二石其宅_一以代_レ葬焉」とある県令すなわち石和代官の昌世のことと考へて間違ひあるまい。該碑は、昌世が栗女宅に墓の代わりに建石したものは別に、その湮没を怖れた人々によつて建てた碑石で、選文者は加賀美光章であるが、『東八代郡誌』に紹介されたものは、さらにのち文政十二年に建てた碑で、それも明治四十年には洪水で流失したと言ふ。いずれにせよ、昌世が当初、建てた碑は別物であるが、その内容を窺ふべき資料に、高山正之の『富士山紀行』中、安永九年六月三十日の条の次のような記事がある。⁽⁷⁰⁾

高橋岡右衛門、甲斐国南田中村の貞婦栗女碑の文を予に致す、是れは小宮山奎之進殿の支配所二而、其貞な

る事を憐れまれ、三輪執斎二乞ふて碑の文をせらる、事ハ享保年中、文ハかな交り也、高橋氏は小宮家二生(山脱カ)れたる人故是を所持す、執斎の真書なるへきよし也

高橋岡右衛門は、昌世の庶子などであろうか。岡右衛門が正之に見せた碑文こそ当初、昌世の肝人で建てた石碑に違いなく、右によれば、その題は「貞婦栗女碑」で、撰文者は三輪執斎、仮名交り文であったと言ふ。執斎は、通称善蔵、名は希賢、京都の儒者で、寛保四年一月二十五日、七十六歳で没した。はじめ崎門学派であったが、のち陽明学に転じ、仮名書きの著作を通じて、幕府周辺の文教策の一翼を担うかたわら、中院通茂、通躬に和歌を学び、神道にも造詣が深かった。享保年中は江戸下谷に住み、明倫堂を開いて諸生を導き、名声も諸方に聞えていたので、昌世も碑文を依頼したものと思われる。高瀬武次郎著『三輪執斎』の年譜によれば、元禄十五年は在京中で、通茂から和歌の添削を受けており、また年譜付載の著書目録に「貞女栗女碑文」⁽⁷¹⁾と見える。正之は、通称彦九郎、上野新田郡の人で、尊皇家として著名であり、忠義孝貞を説き、孝子貞婦の話を集めて諸国を行脚した。また、光章は、信濃守を称し、号は桜塙、甲斐山梨郡山王神社神主で、垂加神道を奉じ、甲斐の神道界に重きをなしたが、後述のこく昌世とは親交があり、光章の節婦碑撰文も、宝曆中、昌世の諄解の上で行われた可能性がある。とまれ、執斎の一文を無視した光章の狹量は責められてよい。

○同年十一月十八日、小金新田の検地を来春に行うについて、内検地帳を仕立てるよう村々に達した。

新田の検地について、『柏市史』資料編九の『御廻状集』二一六に、享保十四年十一月十八日付の次のような廻状が収められる。⁽⁷²⁾

小金上野、中野、下野、一本棚、高田台、庄内、印西牧野方新田之儀、来戌ノ春中ノ検地被仰付候間、百姓小前持分切内検地帳、正月中迄二仕立置、二月初方検地請候積り二可致候、尤内検地帳案文遺候間、案文之

通り豎横間数相違無之様ニ帳面ニ仕立置可申候、此廻状村下二名主致印形無滞相廻シ、留り村ら金ケ作陣屋
江可相返候

酉十一月十八日

小 李進印

内檢地帳とは、檢地の実施に備えて、各村の名主や組頭が事前に作成するものである。その内檢地帳を踏まえ
て、檢地は、相役の後藤庄左衛門と共に、翌享保十五年三月に着手され、同七月には終了したことが、前掲
『柏市史』所収の諸廻状によって察せられる。

○享保十七年壬子（一七三三）八月二十四日、支配牧地の普請にからみ、配下の者が不正を働いた廉で、支配地を減じ
られ、出仕をとどめられる。

【寛政重修諸家譜】に、

十七年八月二十四日支配所牧場の普請を配下のもの一人にまかせしにより、不正のはからひをなし、金子を
貪るにいたる。これ昌世が等閑なるがいたすところなりとて支配所を減じて出仕をとどめられ、十一月十七
日ゆるさる。

とある「支配所牧場」とは、小金、佐倉の牧地で、昌世はこの事件以来、当地を取上げられ、跡は関東郡代の伊
奈半左衛門忠達が生継いだ。表向きは、属僚に対する監督不行届であるが、背景には、昌世自身の財政的逼迫が
あったと推察される。かくして昌世は、新田十萬石の開発という功業を挙げ、各処に「李進土手」「李進並木」
等の名称が残るほどに、諸々の事業に尽力しながら、下総の地から追われる身となった。

○享保十九年甲寅（一七三三）七月五日、勘定吟味役の檢分に対し、豊凶の別なく虚偽の申告をしたとして、代官を罷
免されて小普請に貶められ、出仕を止められる。

『断家譜』に、

同十九年甲寅七月五日御役御免、遠慮、入小普請土屋甚助支配

とあり、また『寛政重修諸家譜』にも「十九年七月五日（略）小普請に貶し、出仕をとゞめられ、十一月二十七日ゆるさる。」とある通り、代官を罷免されたうえ、十一月下旬までの四ヶ月足らずは出仕を止められ、謹慎の身の上となる。その後、小普請として土屋甚助利記の支配に入り、幕臣としての地位だけは保ったものの、小普請は、言わば職務不適格と認められた無役の者の集まりであるから、事実上の失職と言わざるを得ない。

昌世が代官を剥奪された原因としては、『有徳院殿御実紀』巻四十の同年七月六日の条に、次のようである。⁽⁷⁴⁾

この日甲斐国の代官奥野忠兵衛俊勝。小宮山李之進昌世ともに職うばはれ小普請となり。出仕をはゞからしめらる。こは去年の秋勘定吟味役井沢弥惣兵衛為永して。兩人所管の地を検せしめられしとき。相議して事からはからふべきむね令せられしに。意見を固執し。豊凶のわかちなく。収租の事書つらねて。課金免されしをも。納たるごとく註記し。民の艱困ををろそかにしたりとて。かくはとがめられしなり。このことにより勘定奉行杉岡佐渡守能連。細田丹波守時以。松波筑後守正春も。心とゞかざりしとて御前をとゞめらる。

右によれば、昌世は、前年の秋に勘定吟味役の検分を受けた際、甲府代官の奥野俊勝と共謀し、凶年にもかかわらず平年同様に収租のことを書き連ねるなど、農民の艱難を顧みなかったとして罰せられたのである。処罰までに一年を要したことや、勘定奉行三名が連帯責任を問われるなど、事件の根の深さを感じしめるが、『寛政重修諸家譜』には、今少し具体的に、

去年井沢弥惣兵衛為永をして昌世が代官所に下され、巡見の趣よろしく談合にをよぶべきのむね命ぜらる、のところ、為永が不審せし条々をまうしひらきしまでにて租税の損益を議する事なし。しかのみならず凶年

により、宥免ありし免をもつて平年のことに引当し状、畢竟我意をたてしにもきこえ、剩国役をゆるされしものをもおさめしむるやうにするせしなど、すべて其職事に意をもちひざるゆへなりとて小普請に貶し、云々と記される。やはり、凶年には納税を宥免すべきところ、平年並に課税して、領民に困窮を強いたとする。裏を返せば、昌世が公金の年賦返済に苦しみ、それを捻出するために、凶年にもかかわらず租税を強要して、農民に過重な負担をかけることになったのであろう。いずれにせよ、さしもの地方巧者の昌世も、この間、財政上、かなり追い詰められていたことだけは確かである。

ところで、昌世が吟味役から検分を受けるに至った原因を窺うべき逸話が、『甲子夜話』に載るので、左に引くことにする。⁽⁷⁵⁾

又一日御郊遊のとき、昌世路傍に蹲踞して拝し奉る。今年は作毛いかゞあらんと御尋^{たず}ありければ、昌世謹で豊稔に候とぞ答奉りける。翌日老臣進謁のとき、今年諸国不登と聞しが、昨木工進に問せ玉へば、豊熟なりと云。兼ねて聞しめす処とは違へり。いずれか実なるべきとの仰なり。老臣退て司農官を呼び、木工進を詰問せしむ。木工進申けるは、今年の凶荒は衆の知る所なり。上より実に豊凶を問玉はんには、上に執政あり、下に奉行あり。各其順次を以て某に問玉ふべし。その時は実を以て答申さん。昨の御遊、殊に御機嫌もうるはしく、御興がてら御言葉を玉はりしことと存候へば、臣も亦御興を添奉らんと思ひて、答奉りき。もし凶荒と申さば、御遊興の中、俄に御憂念をも生じ奉らんやと、斟酌して申上つるまでなりと申けり。其次第、老臣より言上せしかば、いと御機嫌なりしとなん。

右によれば、吉宗の御郊遊に際して、昌世が当年の收穫如何を直接、下問されたのに対し、豊凶を偽って答えたと言う。その後、「老臣」（側衆有馬氏倫力）を通じて、「司農官」（勘定吟味役井沢為永力）が検分に赴き、詰

問したところ、昌世の言分は、下問が老中、勘定奉行といった、然るべき手順を経ないで行われたため、咄嗟の機転で、將軍の御機嫌を損なわないよう、虚偽の申告に及んだというものである。そして、昌世の不遜とも思える申し開きが上聞に達するや、吉宗はすこぶる上機嫌であったと、『甲子夜話』は好意的である。しかし、この逸話が享保十八年秋の一件とすると、昌世の言動は、吉宗に対する追従でも諫言でもなく、上納の米金の欠如を糊塗しようとした策略にはかならなかつた。事実、その一年後、これがもとで、昌世は代官の職を奪われることになるのである。

○同年十一月二十九日、仙台藩侯伊達吉村宛書簡を認め、借金を願ひ出る。

山形県酒田市立光丘文庫に所蔵される本間光丘の随筆『弘采録』第七十冊の末尾に、享保十九年十一月二十九日付伊達吉村宛昌世書簡の写しが収められる。光丘の識語には、

小宮山空之進殿の文也、御旗本、徂來の門人、後に春台へ隨身せり、面貌獅子の如く恐ろしき人のよし、しかれとも高才にて和歌は真淵の高弟、其艶婉優雅なるもの也、尺牘清裁なと校正し上梓させ芸苑に功ある人なり

とある。面貌の形容は面白いが、徂徠や真淵の門人であったとする事実は認めがたい。とくに真淵とは、むしろ終始、相反する立場に身を置いた人物として評価さるべきである。

当書簡は、十一行罫紙三枚に端然と認められ、句点や附訓は光丘の所為であろう。謹慎の間、昌世が苦心慘憺し、尺牘学に対する造詣を傾けて書綴つたものらしく、すこぶる文飾に努めた長文の書簡であるが、享保の代官在職時代の総まとめの意味も込め、煩を厭わず、全文を三段に分けて以下、掲出する。ただし返点は一部私に改めた。

十一月廿九日小宮山昌世頓首再拜謹奉書羽林中郎將仙台藤公閣下。違遠旗檠一忽已度月。瞻仰之思曷嘗有忘於左右。寒威日盛。恭惟閣下鈞候万福。君子愛人之心。莫重於施仁。施仁之道。莫先乎救窮。此小人之所倚賴。可レ不レ哀哉。今閣下拳而行レ之。則其所レ庇博矣。昌世嚮忝ニ掌稅之籍。謹慎奉職。於今十四年矣。常恐庸昧不勝其任。受命以來戰戰兢兢有嬰無喜。憂慚日深。恐會計不レ当。出納之際。不レ能無差舛之虞。罪戾所レ当。雖死且不レ辭矣。然昌世在職之日。有レ所レ假借金穀。歲以填納之。自辛丑至壬子十有二年。未嘗有所遺失。今年秋七月以レ言事得レ罪罷職。即日遣吏報州府。至則州民無大小一石和舍下。歎息慷慨。久之不レ止。甚至于隕涙。遂拳郡來東都守闕。乞昌世再宰甲州一事。

右は、書簡の前段で、定まりの挨拶を述べたのち、吉村が施仁、救窮の実践に尽力していることを賞賛する。転じて、過去十四年間、租税を管掌する代官の職務にあつて、厳正を期すためにいかに神経を磨滅してきたかを述べる。ついで、いちど年貢の金穀を流用した事実を認めながら、毎歳、年賦で填納しており、代官職に就いた享保六年より十七年に至る十二年間は、一回も年貢の上納を怠つたことはないとする。にもかかわらず今年秋、享保十八、十九年の兩年の滞納について申し開きをした結果、罪を得て職を罷免されるに至つたので、さっそく石和に解職の事を知らせると、領民は深く悲嘆し、甚しきは、江戸へ出て、復職できるよう愁訴に及んだと言つ。

上聞云。僕雖不_レ敢比_レ寇恂。然斯一事尚足_レ以明_レ僕不_レ敢負_レ國家_レ愛_レ民之意_レ矣。尸素内_レ敷起居不_レ安。分寸之功。未_レ効_レ二万_レ一。平日愚直所_レ守。在_レ利_レ二元_レ元微意所_レ存。似_レ有_レ發_レ乎此_レ二者_レ上。昌世當度之余。以_レ所_レ主_レ金穀_レ并_レ用度_レ一者。非_レ敢_レ以_レ營_レ私。實_レ公事之所_レ係也。其所_レ以_レ然_レ二者_レ七事。已_レ有_レ所_レ建明_レ。件件如_レ左。辛丑七月受_レ命忝_レ前職_レ。監_レ閩東地方若干里_レ。是歲大水年穀不_レ熟。明年壬寅春正

月受レ命固ニ総州小金佐倉兩牧方數百里之地一。至ニ夏五月一凶成奏上。癸卯春二月有レ命鑿ニ小牧佐倉二牧地一。秋八月大水。比ニ之辛丑之水一更深百尺。饑荒殊甚。昌世歲俸之外。所レ給之金穀。不レ足ニ以奉ニ職事一。乙巳春三月上敗ニ於金原一。越明年春三月再有ニ此舉一。昌世主トル其費用度支之事一。昔者鎌倉右大將敗ニ于富士野一。列卒三千。世以為ニ美談ト。今日之敗列卒六万。於ニ鎌倉氏一為ニ二十倍一。足ニ以傾ニ朝野一。実天下之壯觀也。戊申夏四月上謁ニ日光山太祖廟一。昌世亦預從事焉。前年秋八月先レ期往ニ日光一。九月歸ニ于東都一。越翌年春三月再先レ期往。大駕乃到。昌世凡ニ三軍糧食芻草悉主レ之。於レ是俱官資給之金穀有レ所不レ足。僕不レ得レ已貸ニ官物一以贍レ之。昌世奉職若レ是其窮也。今茲三月從テ人仮貸。而不レ見レ許。伏以閣下振ニ高義於流俗之外一。合ニ博愛於古人之中一。僕雅有レ望ニ於閣下一。是以今春輕冒ニ威尊一。敢就ニ左右ニ貸ニ金若干一。欲ニ以償ニ官債一。不レ意叨ニ五百金之惠一。且不レ責レ息。自レ非ニ大君子淵泉之德好濟ニ人窮一。何有ニ此莫大之恩一哉。感戴戰慄。不レ知レ所レ謝。僕既頼ニ斡旋之力一。得下兌ニ一時之責一以全申於職事一。銘刻之感何以諭レ之。

右は中段をなすもので、昌世の申し開きである。すなわち、公の金穀を借用したのは、私事ではなく、公事に充当するため、何ら疚しいところはないとし、その必要が生じた原因として、以下、七件の事由を挙げる。

- 一、享保六年（辛丑）七月、代官職に就くが、その年は大水で、凶作であった。
- 二、同七年（壬寅）正月、小金、佐倉の牧地の絵図作成を命じられ、同年五月に完成させた。
- 三、同八年（癸卯）二月、小金、佐倉の牧地を命じて開墾したが、秋八月の大水により深刻な饑饉となる。
- 四、同十年（乙巳）三月、小金原で鹿狩が奉行され、その経費の会計を掌った。
- 五、同十一年（丙午）三月、再び鹿狩があり、同様の任を負うた。

六、同十三年（戊申）四月、翌年の吉宗の日光社参に先立ち、日光へ赴き、諸事準備を整えた

七、同十四年（己酉）三月、再び先立つて日光へ赴き、吉宗一行を迎え人馬の食事の世話一切を取り仕切った。以上の件により、財政はなほだ逼迫し、給金では賄い切れず、やむをえず年貢の金穀から借金して急場をしのいだのである。そして、その官債を返済するため、享保十九年三月に、知人に借金を試みたが許されず、ついに意を決して仙台侯に願ひ出たところ、五百両もの大金を恵まれ、おおいに感激したことを述べる。いかに非常手段とは言え、代官に過ぎない昌世が、仙台侯に直接書を呈すること自体、ほとんど暴挙のように思われるが、文面に五百両を借金したと明言するので、本書簡も実際に出されたものと考えてよからう。

次は後段である。

昌世自_レ罷_レ職_ヲ。杜_レ門_ノ不_レ出_ル數月。以未_レ上_ニ總計簿籍_一。督責日到。芒刺有_レ背。無_レ如_ニ之_何。古詩云。壯士無_レ顔色。僕之謂_ヲ矣。於是請_ニ總計官_上籍。納_レ金之限以_ニ二月下旬_ヲ為_レ期。官長姑息而不_レ得_レ愆_ニ其期_一矣。昌世乃与_ニ親戚及_ニ三知旧_一謀。皆窮乏之士。薄祿不_レ足以支_ニ旦夕_一。何暇恤_ニ其他_ヲ。然平生久要不_レ忍_レ坐_ニ視_一。或_ハ脱_ニ佩刀_一。或_ハ典_ニ其妻子衣服_一以助_レ之。我聞_ニ其議_一而不_レ能_レ辭。然惶_レ愧憂懼甚不_レ安焉。日夜孜孜尚求_ニ之於外_一。殆無_レ所_レ得。此事辛苦無_レ所_ニ告訴_一。進退惟谷。實為_ニ狼_一狽_一。嚮奉_ニ書_一諸太夫_一。復申_ニ前懇_一乞_レ惠_ニ金_一二千兩_一。不_レ知_ニ已奏_一達否。復書曰。壬子春東都火延及_ニ三貴邸_一。造營之費万金余矣。加_レ之今年秋貴国大水。国用匱乏。至_レ減_ニ大夫以下將校小吏歲俸_一。民亦有_ニ菜色_一。非_ハ閣下慈仁_一。恐未_レ易_ニ存活_一哉。此政仁人君子焦_ニ心疾首_一之秋也。昌世雖_ニ至愚_一。一聞_レ之。豈_ハ怛然_一哉。豈能_ハ怛然_一哉。惟本朝侯国凡三百。而封疆之大莫_レ若_ニ貴国_一。閣下可_レ不_レ謂_ニ貴且富_一哉。再_レ三恃_レ恩。冒_ニ流威尊_一。譬猶敗舟之倚_ニ舵_一沉疴之待_レ藥。非_レ頼_ニ仁人之力_一。不_レ能_ニ全活_一。嗚呼不_レ依_ニ

閣下之仁^ニ。吾將何適^{ハクニカシ}。昌世誠不下^ニ以^テ饑寒^ニ而言^ヒ之^ヲ。区区激切之情。有^レ所^レ注焉。至^レ令^ニ大君子之心^ヲ惘然憂^レ之^ヲ。今且使^下天下之人聞^ク閣下於^ニ昌世^ニ如^キ是也。皆曰閣下周^{スル}二人之急^ニ如^キ此。閣下行^ニ己之仁^ヲ如^キ此。又曰昌世之識^ニ其所^ニ依歸^一也如^キ此。故敢重冒^ニ威尊^一。并陳^ニ下情^ヲ乃爾。幸再承^レ惠^ニ金若干^一。因以上^ニ計簿^ヲ。終保^ニ全家^一。先緒無^レ絶。而得^レ守^ヲ斗升之祿^一。非^ニ三^ニ獨^ニ昌世蒙^ル再造之恩^一也。子孫永^レ永皆受^ニ閣下之賜^一也。所^レ恃者書。所^レ致者心。情溢^レ辭蹙^テ不^レ知^レ所^レ言。冀^{ハクニ}其急^ヲ。不^レ録^ニ其罪^一。諒^ニ察^シ其詞^ヲ。苟垂^ニ至仁厚德之愛^ヲ。昌世不^レ勝^ニ祈懇願望之至^一。惶懼無^レ已。頓首再拜。

右後段は、新たな借金の申し出を趣旨とする。すなわち、昌世は、職を罷免されてのち、金穀の延納に対する督促を受けたため、勘定奉行に対し、簿書の提出を通常十一月のところを十二月下旬にするように願ひ、受け容れられたこと、また金策のため親戚、知人らに当つてみたが、みな窮乏薄祿の士ばかりで、その好意に甘んじがたく、結局、進退谷まつて、伊達侯の近臣を通じ書簡を奉り、金二千両の借金を申し出したことを述べる。さらに、その書簡を伊達侯が披覽したか否かを尋ねつつ、近臣が昌世に宛てた返書に触れ、享保十七年春、江戸の仙台藩邸が延焼したこと、加えて享保十九年秋、国許が水害に遭つて甚大な損害を蒙り、家臣の年俸を削減して漸く凌いでいることなどが記されていたことを伝える。されども、かかる伊達家の事態を承知の上で、なお領地絶大にして富貴なる仙台侯の有徳を恃まざるを得ない窮状を述べ、さらには御家断絶の危機を訴えつつ、全篇修辭につとめ、札を尽くし辭を重ねて借金を懇望している。しかし、さすがの吉村も、昌世の再度の願ひを受容した形跡は認められない。

○享保二十年乙卯（一七七四）十月四日、金穀の延納の咎により、閉門せしめられ、翌年三月十日宥される。

「寛政重修諸家譜」に曰く。

二十年十月四日職にあるのあひだ、米金の上納いまだをはずす。されど私欲の趣もきこえざるにより、この、ち年賦に返弁する事をゆるさる。其怠をも咎らるべしといへども、米をばさきにおさめ終りしにより、罪を宥めて閉門せしめられ、三月十日ゆるさる。

すなわち、代官在職中、年貢の金穀の上納を終えなかつたが、私欲による横領などの事実もなかつたので、さらに、年賦による返弁を認めた。また負債の金穀のうち、金子は返済できなかつたものの、米穀は上納を終了したので、罪を軽減して閉門に処し、翌二十一年（元文元年）に宥免したと言うのである。同様の事を、『有徳院殿御実紀』の当該条には、「この日小普請小宮山李之進昌世。さきに代官の職にありて贓罪あり。その他ひがふるまひせしをもて。門とざし家にこもらしむ」とある。⁽⁷⁶⁾「贓罪」とは、金穀の流用を指しているが、「その他ひがふるまひ」は、思うに、伊達侯に金子の用立てを願ひ出た一件のことではなからうか。ただし、この頃それ以外にも、金策に窮してさまざまな謀略を巡らしていたことが、根岸鎮衛の『耳袋』巻二の「奸智永続にあらざる事」にみえる、次のような逸話から窺われる。⁽⁷⁷⁾

享保、元文の頃御代官を勤し小宮山李進といへるは、秀才もあり智慮も多き男なりしが、其職分に不束ありて御役は被召放て小普請に入りしが、長寿にて子が中年迄存命にて、儒者の講釈などしたりしが、たくましき男にてありし。彼者小普請に入て後、出入町人の咄に來りける折柄、彼町人申けるは、「さて〳〵町人も金子用立て返済なき方へ、幾度も手段を加へはたりせたび共事不行、これに難儀なる事也」とい、て、古手形四、五枚も為見ければ、空進聞て、「其古手形我に売申間敷哉」と申ければ、「売定もなし、可差上」とい、しを、「可貫様謂なし」とて、礼式として金子五百疋差遣し、「かく〳〵の書付せよ」とて印書を請取ければ、彼町人は大に喜び、「捨しもの、古紙酒代に成りし」とて帰りぬ。其後彼証文名前はざる諸侯なりける故、

李進義召連候家来もさわやかに出立て彼諸侯の許へ至り、役人を呼出し申けるは、「我等事御代官を相勤、御勘定も不相立ゆへ御咎めを蒙り退役いたしたり。然るに我等は委敷不存候得共、召仕候もの杯の取計にて、公儀御年貢金を出入町人え預け、右町人返済不致故、彼是金高の不納積りて我等御咎めを受し事と成ぬ。此節に至り段々相改候得ば、当御屋敷へ用立候よしの処、御返金滞候故勘定不致由を申候て、右手形我等方へ相返し候。元来御年貢金をかゝる町家へ渡し置事、家来の不届とは申ながら我身の不念致方もなし。右之通御役御免にて当時難儀致し候我なれば御返金可被下候。御承知無之は責ては此訳をも申立、少し上の御憎みをも免れたし」と、いかにも丁寧に申ければ、彼役人も大に驚き、「同役可申談」とて家老へも申達、主人へも申ければ、「右町人より一向左様の事も申ざりし。扱は御年貢金にて右故御旗本の難儀に成りしや、氣之毒成事也」とて、よきに挨拶なして、其後右金子調達して李進方へ返しける由、恐しき工夫也と、人の語りぬ。

右は、昌世が、紙屑同然の古手形を巧みに利用して、大金を得たという話であり、真偽の程はさだかでないが、図太くしたたかで智術に富んだ昌世のことであるから、あらまし事実に違いない。すなわち昌世は、出入りの商人から某大名の署名のある古手形を買取り、直接、大名家の役人に談判し、その商人が大名に用立てた金子は、本来、代官在職中に昌世の家来が年貢金を知らぬまに預けたものであると偽言を弄し、かつそのために年貢上納ができずに、お上の咎めを受けたことゆえ、もしそれを返却できないなら、せめて一部始終を公儀に申達し、少しでも責めを塞ぎたいと愁訴したところ、同情した大名は、早速、返金に及んだというものである。伊達家に借金を願ひ出た一件と言ひ、右の一件と言ひ、昌世はたとえ相手がお上であつても、なかなか黙つてその処遇に従うばかりの器量ではなかつたのである。

〔注〕

- (1) 『日本歌学大系』第九卷（風間書房、昭和四十七年）二〇六頁。
- (2) 請求番号一二三、写本一冊。なお、本資料については、拙稿「多田義俊編述『和歌物語』攷」（『近世和歌文学誌』第一集、昭和五十九年五月）にも紹介した。
- (3) 請求番号十二・二九五、写本一冊。当該本については、松野陽一氏に簡単な紹介がある。『国文学研究資料館報』（平成二年三月号）所載「新収資料紹介」²⁹・名賢和歌秘説。
- (4) 『新訂寛政重修諸家譜』第二十二卷（統群書類従完成会、昭和四十一年）三八二頁。
- (5) 同右二九六頁。
- (6) 『随筆百花苑』第三卷（中央公論社、昭和五十五年）四三頁。
- (7) 注（4）参照。
- (8) 『随筆百花苑』第三卷四六、七頁。
- (9) 『断家譜』第二（統群書類従完成会、昭和四十三年）二七六頁。
- (10) 内閣文庫蔵、一五九・二七一、写一冊。『高良社文書』所収。
- (11) 国会図書館蔵、八三八・五四、刊一冊。
- (12) 内閣文庫蔵、二二一・一三、写一冊。昌平坂学問所本。
- (13) 内閣文庫蔵、一四七・六八九、写一冊。堀氏花廬家文庫本。
- (14) 『近世和歌文学誌』第一集、拙稿「多田義俊編述『和歌物語』攷」八七頁。
- (15) 松野陽一編『霞関集』（古典文庫第四三〇冊、昭和五十七年）二四〇、一頁。
- (16) 母利司郎「近世堂上俳諧攷―平松時量の俳事―」（『近世堂上和歌論集』所収、明治書院、平成元年）四〇四頁。
- (17) 上野洋三「堂上歌論の問題」（同右所収）二八二頁。
- (18) 『新訂増補 国史大系』第十五卷（吉川弘文館、昭和四十一年）三七六頁。
- (19) 『新訂増補 国史大系』所収「徳川実紀」第九篇（昭和九年）二四五頁。
- (20) 請求番号一四六・六〇、刊一冊。

- (21) 請求番号一九〇・九二、刊二冊、昌平坂学問所本。
- (22) 大東出版社、昭和十七年刊。同書三五頁。
- (23) 『徳川実紀』第九篇二七頁。
- (24) 請求番号八六〇・八一、写一冊。『竜溪小説』(「民蝶半記事伝」)。
- (25) 中村幸彦、中野三敏校訂、東洋文庫三〇六(平民社、昭和五十二年)九二頁。
- (26) 請求記号は弘采七〇、写一三九冊。
- (27) 請求番号一五八・四九五、写一冊、昌平坂学問所本。
- (28) 請求番号一八一・二七三、刊二冊。享保七年十二月、小川彦九郎刊。
- (29) 『日本書画苑』第一(国書刊行会、大正三年)所収三一〇頁。
- (30) 神習文庫蔵、六九三一。
- (31) 二見書房、昭和十九年刊。同書四〇、一頁。
- (32) 宇田敏彦校註『万載狂歌集』下(社会思想社、平成二年)二一〇頁。なお、東里こと石川伝兵衛について、享保七年成った『地方問答書』に「当夏石川伝兵衛六万石余にて関東之支配元高にて大阪江被_レ遣、摂州河州之内にて支配被_二仰付_一候」とある。その伝記の手掛かりとなろうか。『近世地方経済史料』第八卷三九七頁。
- (33) 『北村季吟古註釈集成』二十五「八代集抄一(古今集上)」(新典社、昭和五十四年)七三頁。
- (34) 『賀茂真淵全集』第十二卷(統群書類従完成会、昭和六十二年)一五頁。
- (35) 『新訂増補 国史大系』所収『徳川実紀』第八篇(昭和八年)二八一頁。
- (36) 『松戸市史』中巻・近世編(松戸市役所、昭和五十三年)。なお、本資料は当史料館の大友一雄氏の御教示による。
- (37) 『近世地方経済史料』第八卷(昭和七年)四〇五頁。
- (38) 同右三九六頁。
- (39) 同右四〇五頁。
- (40) 同右三九五頁。
- (41) 『日本経済叢書』第八卷(大正四年)一頁。
- (42) 『徳川実紀』第八篇三二三頁。

- (43) 『徳川実紀』第九篇二六四頁。
- (44) 『新訂増補 故実叢書』所収『安斎隨筆』第二（明治圖書出版、昭和二十七年）二四五頁。
- (45) 『徳川実紀』第八篇三二七頁。
- (46) 『増訂武江年表』（國書刊行会、大正十四年）八七頁。
- (47) 『徳川実紀』第八篇三一九頁。
- (48) 『石和町誌』第一卷（石和町、昭和六十二年）六七一頁。
- (49) 『甲斐叢書』第十二卷（第一書房、昭和四十九年復刊）一四四〇頁。
- (50) 『徳川実紀』第九篇二七二、三頁。
- (51) 同右二六七頁。
- (52) 『大狩盛典』所収。請求番号一五三・二二五、紅葉山文庫本。
- (53) 『徳川実紀』第九篇二二七頁。
- (54) 東洋文庫三〇六、九二頁。
- (55) 『徳川実紀』第八篇三六五頁。
- (56) 『日本史料選書』二十四（近藤出版社、昭和五十九年）二二六頁。
- (57) 内閣文庫蔵、一五三・二四三、写五冊、昌平坂学問所本。
- (58) 『古画備考』下卷（思文閣出版、昭和四十五年復刻）一六四七頁。
- (59) 『徳川実紀』第九卷、二七三頁。
- (60) 船橋市立西図書館蔵、写一冊。
- (61) 東洋文庫三〇六、一七、八頁。
- (62) 請求番号一五三・二三六、写一冊、昌平坂学問所本。
- (63) 『近世地方経済史料』第八卷三八二頁。
- (64) 同右三七九頁。
- (65) 『日本経済叢書』第三十一卷（大正五年）所収、一七七頁。ただし、活字本は「地方」を「地主」に作るが、いま写本によって改めた。

- (66) 注(63)参照。
- (67) 『日本史料選書』二十四、二九四、五頁。
- (68) 山梨教育会東八代支会編、大正三年刊。
- (69) 『甲斐叢書』第十二卷一六七〇、一頁。なお、天保十二年の歌川広重の日記の四月五日条に所見の碑は『東八代郡誌』所掲の方である。飯島虚心著『浮世絵師歌川列伝』(中公文庫、平成五年)一六三頁。
- (70) 『高山彦九郎全集』第一卷(博文館、昭和十八年)五三三頁。
- (71) 『三輪執斎』(三輪繁蔵発行、大正十三年)四四頁。
- (72) 『柏市史』資料編九(柏市役所、昭和四十八年)八八頁。
- (73) 『松戸市史』中巻二一五頁。
- (74) 『徳川実紀』第八篇六六一頁。
- (75) 東洋文庫三〇六、九二、三頁。
- (76) 『徳川実紀』第八篇六九九頁。
- (77) 長谷川強校注『耳囊』上(岩波文庫、平成三年)二六九―七一頁。